## 人事院公示第19号

人事院は、人事院規則2-4 (人事院の職員に対する権限の委任)第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和2年11月27日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付 した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対 応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一~二十 (略)	一~二十 (略)
二十一 人事院規則9-129(	二十一 人事院規則9-129(
東日本大震災及び東日本大震災	東日本大震災及び東日本大震災
以外の特定大規模災害等に対処	以外の特定大規模災害等に対処
するための人事院規則9-30	するための人事院規則9一30
(特殊勤務手当)の特例)に規	(特殊勤務手当) の特例) に規
定する次に掲げる事項	定する次に掲げる事項
(1)~(17) (略)	(1)~(17) (略)
(18) <u>第7条第1項第1号</u> の規定	(18) <u>第7条第1項</u> の規定に基づ
に基づき、人事院が定めるこ	き、人事院が定めることとさ
ととされている航空機及び船	れている航空機及び船舶、区

舶、区域並びに作業について 定めること。

- (19) 第7条第1項第2号の規定 に基づき、人事院が定めるこ ととされている作業について 定めること。
- に基づき、人事院が認めるこ ととされている作業について 認めること。

二十二 (略)

3 • 4 (略)

域並びに作業について定める こと。

(新設)

(20) <u>第7条第2項第1号</u>の規定 <u>(19)</u> <u>第7条第2項</u>の規定に基づ き、人事院が認めることとさ れている作業について認める こと。

二十二 (略)

3 • 4 (略)

2 この決定による改正は、令和2年11月27日から効力を発生する。